

日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置について

第 17 回アクション・プログラム実行推進委員会決定

平成 4 年 1 月 20 日

アクション・プログラム実行推進委員会

先般行われたコンピューター製品及びサービスの調達に関する合衆国政府との協議の結果を踏まえ、我が国政府としては、公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置を、別紙のとおり実施することを決定する。

日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置

I. 全般的政策

A. 公共部門におけるコンピューター製品（注）（周辺機器及びパッケージソフトウェアを含む。）及びコンピューターサービス（コンピューターの運用及びメンテナンス、コンピューターデータ入力、コンピューターシステム開発（ソフトウェアの開発及びシステムインテグレーションを含む。）、コンピューターソフトウェアのメンテナンスその他の関連サービス）、（以下、「コンピューター製品及びサービス」と総称。）の調達において、無差別待遇、透明性及び公正でかつ開かれた競争という原則に立脚した取引機会を拡大するために、日本政府（以下、「政府」。）は、公共部門の調達手続の一層の改善に積極的に努める。そのために、政府は、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの調達拡大という目的を持ちつつ、ここに示す「日本の公共部門のコンピューター製品及びサービスの調達に関する措置」（以下、「本件措置」。）を実施する。

B. 政府は関税及び貿易に関する一般協定（以下、「G A T T」。）及び政府調達に関する協定（改正を含む。）（以下、「コード」）の義務に対するコミットメントを再確認する。本件措置の実施に当たっては、コード（今後の改正点を含む。）に規定する条件との整合性が確保される。

C. これらの政策を完全かつ効果的に実施するため、本件措置は、10万SDR又はコードの基準額のいずれかの低い方の金額を超えるすべてのコンピューター製品及びサービスに関して附属書Ⅰに示すコード対象機関及び附属書Ⅱに示す追加的機関（以下、「機関」。）の調達を対象とする。スーパーコンピューターの調達は、引き続き1990年の「スーパーコンピューター導入手続」の対象であり、本件措置の対象とはならない。

D. 政府は、更に、1985年の「市場アクセス改善のためのアクション・プログラム」で政府調達について示された政策と措置を再確認し、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの調整の分野において、かかる調達政策を引き続き実施することを確認するとともに、外国系コンピューター製造業者の日本の公共部門市場における販売拡大努力を歓迎する。

（注）コンピューター製品には、製品の供給に付随するサービスの価額が当該製品の価額を超えない場合の当該サービスの調達を含む。

E. 実施

本件措置は、附属書 I、II-A、II-B 及び II-C に掲載されている機関によるコンピューター製品の調達について 1992 年 4 月 1 日から、附属書 I、II-A の機関によるコンピューターサービスの調達について 1992 年 10 月 1 日から実施される。日本政府は、コンピューターサービスの調達について、附属書 II-B 及び II-C に掲載されている機関が、1993 年 4 月 1 日までに本件措置の対象となるよう措置を講じる。

II. 政策及び手続き

政府は、ここに公共部門のコンピューター調達に関する既存の政策及び手続を明確化するとともに、新しい政策及び手続を策定し、実施する。政府は、競争力のある外国系コンピューター製品及びサービスの政府調達の拡大という目的を持ちつつ、無差別待遇、透明性及び自由でかつ開かれた競争機会を十分に確保するために、これらの政策及び手続を実施する。

(招請前段階)

1. 招請前情報が入手可能な場合には、内外のすべての潜在的供給業者に対して当該情報への平等なアクセスが保障されるとともに、かかる招請前段階に参加する機会が等しく与えられる。いかなる潜在的供給業者に対しても、事前情報に係る利点を与えられない。
2. 調達機関は、調達が計算されるコンピューター製品及びサービスの技術、予算、仕様、機能その他の側面について話し合われる技術委員会、諮問グループ、研究会その他同様の会合が設置される場合には、全ての潜在的供給業者に平等に参加する機会を与えることを確保する。
3. 招請前段階で提供される情報は、特定の潜在的供給業者を排除したり、事前に適格とするために用いられてはならない。

(仕様)

4. 仕様は中立的な方法で策定される。調達が既存システムの代替又は既存システムとの接続のために行われる場合の仕様は、競争を排除するように策定されてはならない。業務目的のために不可欠でない内容は要求されない。

5. 最終的な調達仕様作成に直接関与した供給業者は、関与したことによって競争上の不公正な利点を享受する場合には、入札過程に参加することを認められない。但し、調達機関が仕様の準備又は仕上げる過程を管理し、公正かつ無差別に進めているという状況の中で潜在的供給業者が調達機関に情報若しくは支援を提供する場合及び供給業者が調達機関の要請に応じて、自らの製品に関する仕様若しくはデータを提供する場合は、例外とする。このような場合、すべての潜在的供給業者に、参加する機会又は製品に関する仕様若しくはデータを提供する機会が与えられる。
6. 政府は、機関の調達担当官の仕様書作成の努力に関連する情報提供及び研修を統括し促進するプログラムを策定する。

(説明会)

7. 機関は、必要に応じ、コンピューター製品及びサービスの調達に関する説明会を開催する。これには、潜在的供給業者と調達機関とが技術面及び管理面に関して直接やりとりを行う機会が含まれる。

(入札及び応札手続き)

8. すべての潜在的供給業者に対し、調達機関の要求に対応するための公正かつ平等な機会が入札及び応札の過程において、与えられる。
9. 競争的調達が政府調達に係る政策及び慣行の基礎となっていることから、随意契約及び単入札はコード手続によって認められる例外的な場合に限り用いられ、国内のコンピューター製品及びサービス供給業者を優遇するようには用いられない。機関は随意契約の利用を縮減する。
10. 入札説明書及び評価基準は、すべての潜在的供給業者に平等な機会が無差別に提供されることが確保されるよう、公平に作成される。
11. 指名入札を含む入札制度は、国内のコンピューター製品及びサービス供給業者を優遇するようには用いられない。調達機関は、無差別な方法でのみ、調達に入札する供給業者の数を制限することができる。

(入札の評価)

12. 入札の評価は、全ての入札者に対する平等な取扱いが確保されるよう、透明性のある方法によって行われる。

13. 入札の過程において、技術評価及びシステム性能評価が適用される場合における当該評価は、すべての潜在的供給業者に対して同一の条件の下で実施される。如何なる検査基準についてもすべての潜在的供給業者に対して同一のものをを用いる。

14. 全ての評価項目は、入札説明に明記される。入札の評価はコードと整合した手続に従って行われ、以下の手続を含み得る。個々の調達機関は調達の目的と性格に応じて、入札手続を選択する。

(a) 入札は、仕様に示された特定の技術及び他の評価基準を満たすか否かが評価され、標準基準を満たすもののうちで最低価格の応札を行った者が落札する。又は、

(b) 評価基準を満たすとともに、技術・機能及び価格／コストの要件に照らして最適の入札を行った供給業者が落札する。必要な場合には、入札説明書に明記された評価基準に相対的加重が適用される。価格／コスト評価は、調達全ライフサイクルコストに基づいて行うことができる。

(落札に関する情報)

15. 最終選定が行われた後、調達機関は、落札に関する情報を公表し、落札しなかった供給業者からの要請がある場合には、落札しなかった理由について、落札したシステムの名称と相対的利点の情報を含む関連情報をその供給業者に対して早急に提供する。但し、特定の供給業者の正当な商業上の利益や供給業者間の公正な競争を阻害するような情報はこの限りでない。

(将来の計画に関する情報)

16. 予算要求に関してある潜在的供給業者にとって利用可能とされた情報は、無差別に利用可能とされる。調達機関は、80万SDRを超える金額のコンピューター製品及びサービスの導入計画を、年度の可能な限り早い時期に官報で告示し、潜在的供給業者が右計画に関し文書及びコメントを提出できるよう一般的な招請を行う。

(機関毎の計画)

17. 本件措置に従って、各調達機関が本措置によって示された政策と手続を実施するために行っている努力あるいは将来行う努力を示す調達機関毎の計画を

策定することが勧奨される。右計画は、毎年度毎に改定されることが勧奨される。

(入札苦情申立て制度)

18. 本件措置の対象となるコンピューター製品及びサービスの潜在的供給業者に
対して、平等、適時、透明かつ効果的な入札苦情手続を提供するため、付属書
Ⅲ(略)に掲載された公平な苦情処理制度が維持される。

(地方公共団体)

19. 政府は、地方公共団体に本件措置を通報し、本件措置と整合した完全に競争
的な調達政策及び手続の趣旨に則った協力を要請する。

(マルチベンダ・オープン・システム)

20. 各省庁間の組織がマルチベンダ・オープン・システムのための環境を促進す
る作業を行うために設立される。内外のコンピューター企業に対し、マルチベ
ンダ・オープン・システムの環境整備の支援を行うために公正、無差別に招請
が行われる。

Ⅲ. 不公正な入札

不当廉売の禁止を含む独占禁止法規定に整合的な入札に基づいてコンピューター
製品及びサービスの調達を行うことが政府の政策であることに鑑み、調達機関は、
反競争的慣行に対処する適切な措置を講ずる。

- A. 価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害する入札が行われた場
合には、この入札全体が無効とみなされ、調達機関は、落札に当たって当該入
札を考慮の対象としてはならない。
- B. 前記Ⅲ. A. に言及される入札を行った者は、原則として、当該コンピュー
ター製品及びサービスの調達に再度入札する資格はないものとみなされ、右入
札者の氏名が公表される。
- C. 調達機関が、その調達（調達仕様書の作成を含む。）に関連し、不当に公正
な競争を阻害する慣行の存在を示すような情報を得た場合は、当該調達機関は、
公正取引委員会が適切と判断する措置を発動することができるよう、かかる情
報を適時に同委員会に対し提供する。
- D. 前記の目的のために、調達機関は、公正取引委員会との間で、独占禁止法違
反の可能性のある行為に関する情報の発見及び交換の手続を容易にするため
の連絡担当者を指名する。

附属書 I

(W T O 政府調達協定対象機関)

衆議院

参議院

最高裁判所

会計検査院

内閣

人事院

内閣府

宮内庁

国家公安委員会（警察庁）

金融庁

消費者庁

総務省

法務省

外務省

財務省

文部科学省

厚生労働省

農林水産省

経済産業省

国土交通省

環境省

防衛省

北海道旅客鉄道株式会社
東日本旅客鉄道株式会社
東海旅客鉄道株式会社
西日本旅客鉄道株式会社
四国旅客鉄道株式会社
九州旅客鉄道株式会社
日本貨物鉄道株式会社
日本たばこ産業株式会社
日本電信電話株式会社
東日本電信電話株式会社
西日本電信電話株式会社
地方公共団体金融機構
沖縄振興開発金融公庫
株式会社日本政策金融公庫
株式会社日本政策投資銀行
社会保険診療報酬支払基金
放送大学学園
日本中央競馬会
農林漁業団体職員共済組合
消防団員等公務災害補償等共済基金
地方競馬全国協会
日本私立学校振興・共済事業団
日本郵政公社
成田国際空港株式会社
日本環境安全事業株式会社
東京地下鉄株式会社
国立大学法人
大学共同利用機関法人
東日本高速道路株式会社
中日本高速道路株式会社
西日本高速道路株式会社
首都高速道路株式会社
阪神高速道路株式会社
本州四国連絡高速道路株式会社
日本アルコール産業株式会社

競輪振興法人

小型自動車競走振興法人

全国健康保険協会

日本年金機構

独立行政法人国立公文書館

独立行政法人消防研究所

独立行政法人酒類総合研究所

独立行政法人大学入試センター

独立行政法人国立特別支援教育総合研究所

独立行政法人国立女性教育会館

独立行政法人国立科学博物館

独立行政法人物質・材料研究機構

独立行政法人防災科学技術研究所

独立行政法人航空宇宙技術研究所

独立行政法人放射線医学総合研究所

独立行政法人国立美術館

独立行政法人教員研修センター

独立行政法人国立健康・栄養研究所

独立行政法人種苗管理センター

独立行政法人家畜改良センター

独立行政法人水産大学校

独立行政法人農業生物資源研究所

独立行政法人農業環境技術研究所

独立行政法人国際農林水産業研究センター

独立行政法人森林総合研究所

独立行政法人水産総合研究センター

独立行政法人経済産業研究所

独立行政法人工業所有権情報・研修館

独立行政法人日本貿易保険

独立行政法人産業技術総合研究所

独立行政法人製品評価技術基盤機構

独立行政法人土木研究所

独立行政法人建築研究所

独立行政法人交通安全環境研究所

独立行政法人海上技術安全研究所

独立行政法人港湾空港技術研究所
独立行政法人電子航法研究所
独立行政法人航海訓練所
独立行政法人航空大学校
独立行政法人国立環境研究所
独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構
自動車検査独立行政法人
独立行政法人統計センター
独立行政法人造幣局
独立行政法人国立印刷局
独立行政法人水資源機構
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
独立行政法人科学技術振興機構
独立行政法人国際協力機構
独立行政法人福祉医療機構
独立行政法人農畜産業振興機構
独立行政法人北方領土問題対策協会
独立行政法人国民生活センター
独立行政法人理化学研究所
独立行政法人国際交流基金
独立行政法人日本芸術文化振興会
独立行政法人日本学術振興会
独立行政法人日本スポーツ振興センター
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
独立行政法人農業者年金基金
独立行政法人日本貿易振興機構
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構
独立行政法人国際観光振興機構
独立行政法人労働政策研究・研修機構
独立行政法人勤労者退職金共済機構
独立行政法人原子力安全基盤機構
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構
独立行政法人雇用・能力開発機構
独立行政法人環境再生保全機構
独立行政法人労働者健康福祉機構
独立行政法人日本学生支援機構

独立行政法人情報通信研究機構
独立行政法人国立高等専門学校機構
独立行政法人大学評価・学位授与機構
独立行政法人国立大学財務・経営センター
独立行政法人国立病院機構
独立行政法人中小企業基盤整備機構
独立行政法人都市再生機構
独立行政法人奄美群島振興開発基金
独立行政法人日本原子力研究開発機構
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
独立行政法人国立青少年教育振興機構
独立行政法人海技教育機構
年金積立金管理運用独立行政法人
独立行政法人労働安全衛生総合研究所
独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構
独立行政法人住宅金融支援機構
独立行政法人国立文化財機構
独立行政法人農林水産消費安全技術センター
独立行政法人国立がん研究センター
独立行政法人国立循環器病研究センター
独立行政法人国立精神・神経医療研究センター
独立行政法人国立国際医療研究センター
独立行政法人国立成育医療研究センター
独立行政法人国立長寿医療研究センター

附属書Ⅱ

(その他の準政府機関)

独立行政法人宇宙航空研究開発機構

株式会社商工組合中央金庫

関西国際空港株式会社

日本船舶振興会

日本放送協会

日本勤労者住宅協会

(注)機関名については、平成 23 年 2 月 1 日現在の対象機関のみを掲げている。